



英国の食品包装規制の最新動向

ロンドン事務所 林 伸光

2025年12月

目次

I. 食品包装規制の全体像

II. 食品安全視点の規制

III. 環境保護視点の規制

IV. 本日のまとめ

食品容器包装について

- 容器包装は、品質の保持、流通保管の効率向上、消費者への情報伝達といった基本機能に加え、量、品質等の生産適性や、材料価格等の経済性、食品衛生法等に基づく安全・衛生性、省エネ・省資源化等の社会・環境性などの具備要件が求められる。
- 食品容器包装についても、内容物に応じて様々な素材が用いられる。海外市場における食品の流通・販売にあたっては、食品容器包装についても当該国の法令・基準に沿って対応しなければ、当該国で製品が販売できなくなるおそれがあるため、食品関係事業者におかれでは、容器包装規制についても理解を深めていただくことが重要。
- 本セミナーでは、英国の食品包装規制について、EUの規制と照らし合わせて解説。

基本機能

保護機能

破損・環境から保護する機能

利便機能

運搬、陳列、使い易くする機能

情報機能

内容物の表示・説明を行う機能

具備要件

生産適性

製品の品質の安定と、需要に応じた供給能力

経済性

容器包装価格の安定・低コスト化

安全・衛生性

関係法令・基準等を遵守した安全性の確保

社会・環境性

消費者の利用、環境負荷への配慮

食品包装規制の全体像

- 英国では、EU離脱移行期間終了時点のEU規則が「同化法（assimilated law）」として引き継がれ、原則的に英国の国内法体系に直接組み込まれている。
- しかし、EU離脱後、EU、英国それぞれに規則改正が行われており、**容器包装規制についてもEUと英国で相違が生じている。**

EU規制

■ : EUと異なる規制

個別

FCM再生プラスチック規則(EU)2022/1616



FCMプラスチック規則(EU)10/2011

使い捨てプラスチック指令

FCM枠組み規則 + 適正製造規範規則
(EC)1935/2004, (EU)2023/2006

包装・包装廃棄物規則 (PPWR)

一般

食品安全視点の規制

英國規制

FCM再生プラスチック規則(EC)282/2008



FCMプラスチック規則(EU)10/2011

環境保護視点の規制

使い捨てプラスチックに関する環境保護規則 (※2)

プラスチック包装税 (2021年財政法)

2024年生産者責任義務 (包装および包装廃棄物) 規則

2025年飲料容器デポジットスキーム規則 (※1)

FCM枠組み規則 + 適正製造規範規則
(EC)1935/2004, (EU)2023/2006

2021年環境法

一般

FCM=Food Contact Materials
(食品接触素材)

(出所) 農林水産省「EU食品包装規制セミナー」(西村あさひ法律事務所、2025年9月) のEU規制の整理を基にジェトロ作成

(※1) イングランド、北アイルランドのみ適用。スコットランドは類似の規則を制定、ウェールズは別に制定予定。

(※2) イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドでそれぞれ制定。 Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.

目次

I. 食品包装規制の全体像

II. 食品安全視点の規制

III. 環境保護視点の規制

IV. 本日のまとめ

食品接触材規則（枠組み規則、適正製造規範規則）

- ・ 食品接触材規則（枠組規則、適正製造規範規則）については、英國もEUと基本的に同じ。
- ・ 食品と接触する包装材料、台所用品、食器等については、適正製造規範で製造され、規則に適合していることを適合宣言書をもって宣言することが必要。
- ・ 輸入通関時に適合証明書を提示する必要はないが、英國当局から求めがあれば適合証明書や証拠文書（トレーサビリティ情報、品質保証・品質管理関連資料）を提示しなければならない。
- ・ なお、EUでは、適正製造規範規則（EC）2023/2006について、2025年2月の規則（EU）2025/351により、再生プラスチックとプラスチックの再処理材に関して管理を強化するため、適正製造規範の詳細規定を改正。

EU規制

2. 食品接触材規則（EC規則1935/2004）＜枠組規則＞の概要①

- 食品に接触することを意図した材料及び成形品全般に関するEU加盟国統一の規則
- 食品と接触する全ての材料を“Food Contact Material (FCM)”と呼ぶ
- **食品接触材が、規則を遵守していることを示す適合宣言書の添付を要求**

✓ 食品接触材とは？

- ① 食品と接触することを意図されているもの
- ② 既に食品に接触しているもの
- ③ 食品に接触することが予想されているもの

具体的には、以下のような食品に接触するほとんど全てのものを指す

- ①食品を包む包装材料、②台所用品、③食器、④食品を輸送するための保管容器、
⑤食品工場で食品を加工する機械等

✓ これらの食品接触材が、人体に害を及ぼしたり、味や匂い等の特徴を損なわないよう、**安全基準を設定**

2. 食品接触材規則（EC規則1935/2004）＜枠組規則＞の概要②

- 食品接触剤が、
 - ① 適正製造規範（GMP : Good Manufacturing Practice）で正しく製造され、
 - ② 規則に適合していることを適合宣言書をもって宣言することが必要

材料別に要求事項を整理
(附属書1及び個別規則・指令)

プラスチック
セラミック
再生セルロース
ゴム
アクティブ・インテリジェント材料及び製品
...

適正製造規範で製造
(第3条)

適正製造規範(GMP) 規則
(2023/2006)
➢ 品質保証
➢ 品質管理を要求

適合宣言書
(第5条)

- 主に以下の要素を記載
(指定フォームなし)
- ① 適合宣言を実施する事業者の名前、住所
 - ② 輸入事業者の名前、住所
 - ③ 材料や成形品の詳細情報
 - ④ 該当する材料の関連要件を満たしていることの確認
 - ⑤ 使用物質に関する適切な情報
 - ⑥ 材料や成形品の仕様

(出所) EUプラットフォーム・ブリュッセル事務局「EUの食品包装プラスチック規制の概要」(令和6年10月)、英國規則およびEU規則を基にJETRO作成

プラスチック食品接触材規則

- ・ プラスチック食品接触材規則については、英國もEUと基本的に同じ。
- ・ プラスチック製食品接触材については、リストに掲載されている化学物質のみが使用可能で、化学物質ごとに食品への移行量を制限。
- ・ 使用可能な化学物質は、EUでは「Union List」に掲載されているが、英國では、2025年4月1日から「2025年食品・飼料（規制製品）（改正、廃止、関連規定および経過規定）規則」の施行により、「英國食品・飼料規制製品登録簿」に掲載。
- ・ なお、EUでは、2025年2月の規則（EU）2025/351により、製造に使用される物質の純度に関する要件の明確化、繰り返し使用する最終食品接触製品について劣化を防ぐ使用法等に関するラベル表示の義務化を導入。

EU規制

3. プラスチック食品接触材規則（EU規則10/2011）の概要

- プラスチック製食品接触材に特化した規則
- 具体的な安全基準や試験方法を設定

認可化学物質のリスト (Union List 附属書1)

- 食品接触材料に使用することができる化学物質のリスト
- 原則として、Union Listに含まれる物質のみ使用可能
- 物質の規格、制限、使用方法も記載

食品への
化学物質の
移行量を制限

適合宣言 (第15、16条)

- 事業者は、適合宣言書を作成しなければならない。
- 小売以外の上市段階で、適合宣言書入手できるようにしなければならない。
- 事業者は、本規則の要求事項に適合していることを示す試験結果等の支援文書を当局の求めに応じて提出しなければならない。

＜適合宣言書の記載事項＞

- ① 宣言書を発行した事業者名及び住所
- ② 製造者又は輸入者名及び住所
- ③ 化学物質又は製品の識別
- ④ 宣言日
- ⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認
- ⑥ 化学物質及び分解生成物の十分な情報
- ⑦ 二重用途添加物の十分な情報
- ⑧ 使用に関する具体的な事項
- ⑨ ファンクショナルバリアが使用されている場合の適合確認

- 食品メーカーが包材を購入してパッケージした食品をEU向けに輸出する場合は、**包材メーカー**から適合宣言書を入手し、EU側輸入事業者に提供する必要

英國食品・飼料規制製品登録簿

(Regulated Food and Feed Products for Great Britain)
<https://data.food.gov.uk/regulated-products/>

The screenshot shows the homepage of the 'Regulated Food and Feed Products for Great Britain' service. At the top, there are logos for the Food Standards Agency and Food Standards Scotland, and a beta status message: 'BETA This is a new service - your feedback will help us to improve it'. Below the header, there's a search bar and a 'See Filters' button. A message indicates 'Showing 1-10 of 897 results'. The main content area displays a table of results for various substances, each with a unique code, last update date, and applicable regions. The first result listed is 'albumin'.

Unique code	Last updated	Rows per page
1	01 April 2025	10
albumin	01 April 2025	
albumin, coagulated by formaldehyde	01 April 2025	
alcohols, aliphatic, monohydric, saturated, linear, primary (C4-C22)	01 April 2025	
mixture of (40 % w/w) 2,2,4-trimethylhexane-1,6-diisocyanate and (60 % w/w) 2,4,4-trimethylhexane-1,6-diisocyanate	01 April 2025	

再生プラスチック食品接触材規則

- 再生プラスチック食品接触材規則については、EUでは規則（EC）282/2008に代えて、2022年10月から新規則（EU）2022/1616が施行（2025年2月の規則（EU）2025/351により、（EC）282/2008は廃止）。英國では同化規則（EC）282/2008が引き続き適用。
- 再生プラスチックを食品接触材に使用する場合、プラスチックのリサイクル工程の認可が必要。

EU規制

4. 再生プラスチック食品接触材規則（EU規則2022/1616）

- 再生プラスチックの食品接触材に関する規則
- 再生プラスチックの使用における安全性を確保するためのガイドラインを規定

1. 使用可能リサイクル技術を特定（第3条、附属書1）

① 適切なリサイクル技術
(附属書1に規定されたリサイクル技術。現行はメカニカルリサイクルのみ。第15、16条で追加の適合性の決定方法を規定)

② 新技術
(適合性の決定を受けていない技術は「新技術」とみなされ、第4章（第10条～第16条）に従って開発される必要)

※ ケミカルリサイクルの取扱いは未決定。附属書1に記載されておらず、新技術として使用が認められる可能性。使い捨てプラスチック指令（S U P）での検討が先行

2. 再生プラスチック製品の上市条件（第4条）

- 1の使用可能リサイクル技術によって製造されたこと
➢ 「適切なリサイクル技術」の場合、**製造工程**が認可されていること
➢ 「新技術」の場合、**第10～13条**の定めに適合していること
- E Uの登録簿に製造情報が記載されていること
← 登録簿は現段階で未完成。一部のみ公表。施設認可プロセスの途中
- 適合宣言書（第29条）を添付すること

●リサイクル工程の要件

- プラスチックの回収及び前処理（第6条）
- 除染（第7条）
- 後処理（第8条）
- リサイクルスキームの管理者要件（第9条）

●新技術

- 要件（第10条）
- リサイクル設備の運用・補足条件（第11～12条）
- 汚染の監視・報告（第13条）
- 新技術は、評価を経て、「適切なリサイクル技術」として適切かどうか、判断（不適切と判断されるまで使用可能。第14～16条）。

3. リサイクル業者等の検査（生産開始日から1年以内）

- リサイクル業者は、欧州委員会及びリサイクル施設が存在する地域の当局（日本に施設がある場合は日本の当局）に登録をしなければならない（第25条）
- リサイクル業者は、コンプライアンス・モニタリング・サマリーシート（附属書2）を作成し、当局に提出し、当局は、同シートの内容が本規則に適合しているかどうか、検証し、管理しなければならない（第26条）
- 当局が再生プラスチックの生産開始日から**1年以内**に適合性が確認されたことを欧州委員会に通知しない場合、業者の登録状態は「停止」となり、さらに1年間「停止」となると登録簿から削除される。

4. 適合宣言書（第29条、附属書3）

新規則（EU）2022/1616で導入された内容

・ リサイクル技術の承認手続き整備

→旧規則（EC）282/2008は、条文上はリサイクル技術を限定していなかったが、実務上はポストコンシューマーPETのメカニカルリサイクルのみが承認。新規則では、「適切なリサイクル技術」を附属書Iに列举し、承認手続きを明文化。「新技術」については暫定的な市場投入を認め、データ収集・評価を経て正式承認する手続きを整備。

・ リサイクル業者等の管理強化

→リサイクル業者等がリサイクル工程の適合性を記録・証明するための標準化フォーマットを義務化。また、加盟国当局による定期監査と報告義務を明文化し、バッチ単位のトレーサビリティと透明性を強化。

ビスフェノールA食品接触材規則

- ・ **ビスフェノールA（BPA）は、家庭用キッチン用品や食品包装（詰め替え可能な水筒、食品・飲料缶の内張りなど）の製造に使用されているが、BPAが食品包装・容器などから食品に移行して内分泌系、生殖系、免疫系に影響することが懸念されている。**
- ・ 2018年に、規則（EU）2018/213が施行（プラスチック食品接触材規則の附属書Iが改正）され、**哺乳瓶など乳幼児向け食品に接触することが意図された食品包装・容器などについては、BPAの使用が禁止（英国でも適用）**。
- ・ EUでは、**2025年1月に規則（EU）2024/3190が施行され（18ヶ月間の経過措置あり）、食品接触材へのBPAと、その他のビスフェノール類の使用が禁止**（英国では、ワインザーフレームワークにより、北アイルランドのみ適用）。
- ・ **英国食品基準庁（FSA）は2025年10月2日、食品接触材へのBPAとその他のビスフェノール類の使用禁止について意見公募を開始（12月24日締め切り）。以下の工程表のとおり、2026年7月までに食品接触素材へのBPAなどの使用を禁止する規則を制定・公布し、経過措置を設けて2026年後半から順次適用していく予定。**

工程表

マイルストーン	予定期	経過措置	経過措置期限
意見公募開始	2025年10月2日	BPAを使用して製造された使い捨ての最終食品接触製品	2026年7月20日
意見公募終了	2025年12月24日	果物、野菜および水産物の保存用使い捨て製品	2028年1月20日
方針の最終決定	2026年1-2月	外側金属面のみBPAコーティングが施された使い捨て製品	2028年1月20日
行政措置（食品接触材の登録を更新してBPA等を削除）	2026年2-3月	BPAを使用して製造された繰り返し使用する最終食品接触製品	2026年7月20日までに販売開始されたものは2029年1月20日まで販売可能
法令（SI）の起草	2026年3-5月		
大臣承認と法令公布	2026年6-7月		
施行	2026年後半		

(出所) FSA「ビスフェノールA（BPA）およびその他のビスフェノールを食品接触材料で使用することを禁止する提案に関する意見公募」を基にジェトロ作成

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.

目次

I. 食品包装規制の全体像

II. 食品安全視点の規制

III. 環境保護視点の規制

IV. 本日のまとめ

英国の2021年環境法

- ・ 英国は、EU離脱後、英国独自の環境ガバナンスを確立するため、政策の枠組みを2021年環境法として制定。
- ・ 拡大生産者責任、デポジット・リターン・スキーム、使い捨てプラスチック規制についてもこの中に位置付け。

I 目標および執行体制（第1部：環境ガバナンス、第2部：北アイルランドの環境ガバナンス）

- ・ 大気、生物多様性、水、廃棄物削減、資源効率を改善するための長期目標
- ・ 人体の健康に最も有害な汚染物質である大気中のPM2.5濃度の目標
- ・ 2030年までに自然の衰退を食い止める目標
- ・ 中間目標を含む環境改善計画
- ・ 環境モニタリングと報告のサイクル
- ・ 国内政策立案に組み込まれる環境原則
- ・ 環境法を遵守する環境保護局

II 廃棄物とリサイクル（第3部：廃棄物および資源効率）

- ・ 拡大生産者責任について、プラスチック包装から着手し、生産者が製品の廃棄コストの100%を負担
- ・ 使い捨て飲料容器のデポジット・リターン・スキーム
- ・ 使い捨てプラスチックの有料化
- ・ イングランドのリサイクル収集の一貫性向上
- ・ 廃棄物の移動監視、不法投棄に対処する電子廃棄物追跡
- ・ 廃棄物犯罪対策
- ・ 新たな資源効率情報（製品のリサイクル性や耐久性に関するラベル表示）を導入する権限
- ・ 有害廃棄物の輸送の規制
- ・ OECD非加盟国への廃棄物の輸出の禁止・制限

III 大気の浄化（第4部：大気の品質および環境リコール）

- ・ 地方自治体への大気の品質対策を義務付け
- ・ 煙排出抑制区域内での執行簡素化

IV 水（第5部：水）

- ・ 法定の水管理計画を通じた水道会社間の効果的連携
- ・ 排水および下水管理計画の法定義務化
- ・ 取水が環境に与える損害の最小化
- ・ 水道・下水道事業者のライセンス条件の変更手続きの近代化

IV 自然（第6部：自然および生物多様性、第7部：保全協定）

- ・ 生物多様性に関する義務の強化
- ・ 開発において10%以上の生物多様性増加を確保する生物多様性の純増
- ・ 自然回復ネットワーク（NRN）を支援する地域自然回復戦略
- ・ 街路樹伐採に関する地方自治体の協議義務
- ・ 森林保護の執行措置の強化
- ・ 保全協定

- ・ 自然に対してより良い成果をもたらすための戦略的アプローチ設計・実施を支援する「保護地域戦略」および「種保全戦略」
- ・ 大規模な森林破壊に関する原材料について、英国の大企業による使用禁止
- ・ 規制対象企業に対する、サプライチェーンで使用する各規制対象原材料についてのデューデリジェンス体制構築の義務付け、デューデリジェンス報告の義務化、デューデリジェンスの執行制度の導入

使い捨てプラスチックの禁止・制限

- 海洋プラスチックごみ削減のため、**EUは2019年に使い捨て（シングルユース）プラスチック指令（SUP指令）を採択し、2021年7月までに加盟国が、使い捨てプラスチック製品（ストロー、カトラリー、発泡ポリスチレン容器など）の販売・提供の禁止・制限を国内法として定めることを義務付け。**
- **英国はEU離脱により、SUP指令に従う必要がなくなったが、独自に、使い捨てプラスチック製品の販売・提供の禁止・制限を行う規則を制定。**なお、地方分権により、イングランド、スコットランド、ウェールズそれぞれに規則を制定。北アイルランドはワインザーフレームワークによりSUP指令に基づく規則を制定。
- SUP指令では、2024年7月3日以降に市場投入される3 ℥以下のペットボトルについて、**キャップ一体化（テザードキャップ）**がEUで義務化されたが、**イングランド、スコットランド、ウェールズの規則には取り入れられていない。**

イングランドの使い捨てプラスチック規則

- 2020年環境保護（プラスチックストロー、綿棒およびマドラー）（イングランド）規則
- 2023年環境保護（プラスチック皿などおよびポリスチレン容器など）（イングランド）規則

販売・提供の禁止

- 使い捨てプラスチック製のドリンクマドラー
- 使い捨てプラスチック製のカトラリー
- 使い捨てポリスチレン製の食品・飲料容器

販売・提供の制限

- 使い捨てプラスチック製のストロー

外食事業者は、客に見える場所や客がアクセスできる場所に置かない、客からの要求がない限り提供しない（口頭でも書面でも店側から勧めてはいけない）という条件で提供可能

- 使い捨てプラスチック製の皿、トレイ、ボウル

包装済み製品や販売時に充填・盛り付けする場合は提供可能

※生分解性プラスチックなどであっても、使い捨てプラスチックであれば禁止・制限の対象。

プラスチック包装税

- 英国では、2022年4月1日以降「プラスチック包装税（Plastic Packaging Tax、PPT）」が導入。
- 英国で製造または輸入されるプラスチック包装のうち、再生プラスチックの重量割合が30%未満のものに対して、1トン当たり223.69ポンド（2025年度、年度ごとに更新）が課税。
- なお、EUでは域内共通の仕組みとしてPPTは導入されていないが、理事会決定（EU、Euratom）2020/2053により、2021年1月以降、加盟国から「EUプラスチック課徴金」を徴収（リサイクルされていないプラスチック包装廃棄物1kg当たり0.80ユーロ）。課徴金を国内企業に転嫁するため、スペインでは2023年から再利用不能なプラスチック包装に対して、1kg当たり0.45ユーロを課税（再生プラスチック分は控除）。イタリアやドイツも導入を目指しているが、延期を重ねている。

課税対象者

12カ月間に10トン以上の完成プラスチック包装部品を製造または輸入する事業者（HMRCへの登録とデータ報告が必要）

- 企業Aがすでに充填された飲料ボトル（ボトル、ラベル、キャップは個別の完成プラスチック包装部品）を英国に輸入し、企業Bに販売。→企業Aが課税対象者
- 企業Aが英国にフィルムを輸入、企業Bがフィルムをラミネート加工しカットしてロールに巻き付ける、企業Cがそれを食品の包装に利用する。→ラミネート加工が最後の実質的な変更プロセスであり、企業Bが課税対象者

課税対象となる包装

- サプライチェーンで使用されるように設計された包装（ただし、輸入時の輸送梱包材は報告・課税の対象外）
(例) 調理済み食品トレイ、生肉を包むフィルム、ヨーグルト容器など
- 使い捨ての消費者向けに設計された包装
(例) ビニール袋、使い捨てのかップ・皿・ボウル、リボンや粘着テープなどのギフトラッピングなど

課税対象となる再生プラスチックの重量割合

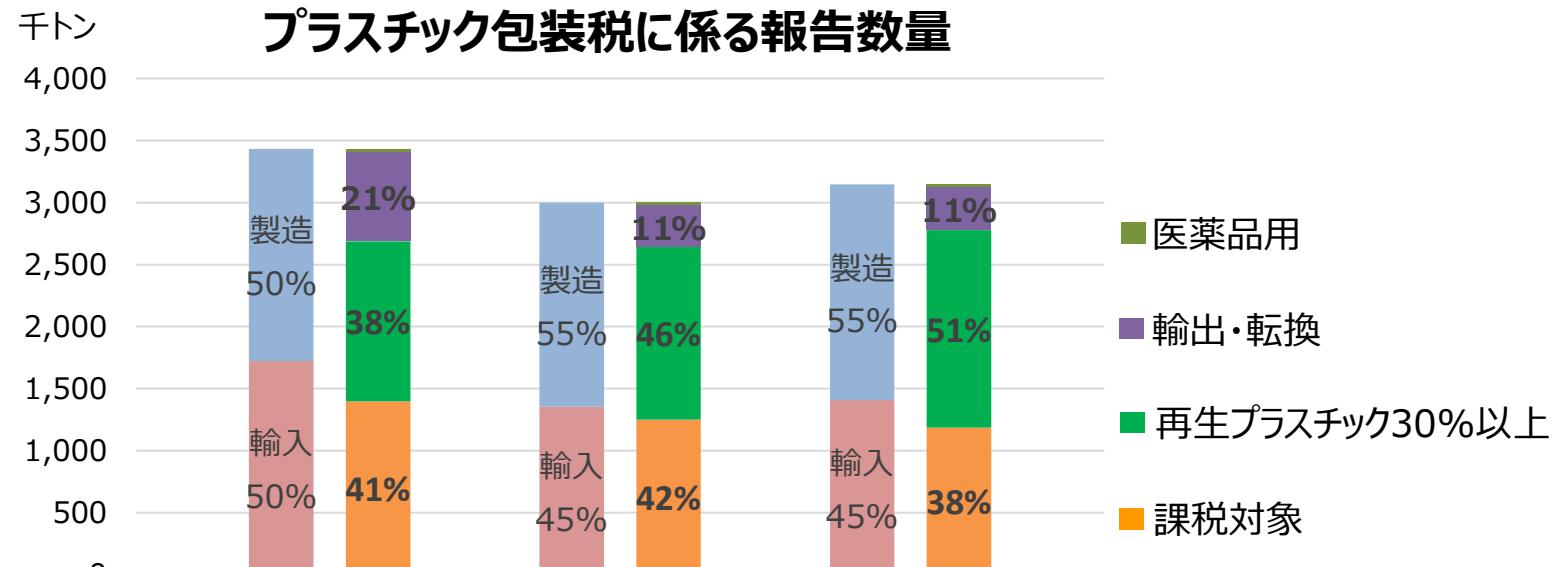
他の素材よりプラスチック成分が多く含まれ、プラスチック成分のうち再生プラスチックの割合が30%未満の場合は課税対象

【例1】再生プラスチック：バージンプラスチック：再生アルミ：再生段ボール紙 = 1g : 4g : 2g : 3gの複合素材の包装の場合、プラスチック成分のうち、再生プラスチックの割合が20%となり、30%未満であること、プラスチック成分の包装全体に占める割合が50%であることから、包装全体10gが課税対象。

【例2】ガラス瓶とプラスチック蓋、紙製の外箱からなる調味料などの包装の場合、それぞれが個々の要素の包装と捉えて算定。例えば、プラスチック蓋の再生プラスチックの含有割合が30%未満の場合、蓋部品に対して課税。

プラスチック包装税の課税状況

- プラスチック包装税に係るデータ報告は、免税となる再生プラスチック30%以上のプラスチック包装部品などの製造・輸入量も報告対象。
- 課税対象は、報告数量の4割程度であり、その他の大部分は再生プラスチック30%以上のプラスチック包装部品。
- 直近の2024/25年の登録事業者は4,525社、税収は259百万ポンドであり、単純平均では1登録事業者当たり57,238ポンド（約1,173万円）の税負担。



A. 税収（百万ポンド）

283

268

259

B. 登録事業者数

4,443

4,749

4,525

A/B（ポンド）

63,696

56,433

57,238

(注) 以下の場合はプラスチック包装税が免税・控除。
・ヒト用医薬品の直接包装用プラスチック包装
・課税対象となるプラスチック包装部品を英国外に輸出する場合
・課税対象となる別のプラスチック包装部品に転換する場合
・再生プラスチックを30%以上含むプラスチック包装部品

(出所) 英国歳入関税庁「プラスチック包装税統計」を基にジェトロ作成

EUの包装・包装廃棄物規則 (PPWR)

- EUでは、包装全般の廃棄物の削減等を目的として包装・包装廃棄物規則 (PPWR) を策定。2025年2月に発効し、2026年8月12日以降、順次適用。
- 「市場に出回る包装は全てリサイクル可能でなければならない」「リサイクル材を類型に応じて最低10%以上等包装に用いなければならない」等の厳格な規則が順次導入。
- 英国は、EUとは別に制度を設計しており、現時点では、英国ではリサイクル可能性を理由として特定の包装が使用できなくなるような規制は予定されていない。

I. 包装・包装廃棄物の要件

【1. 持続可能性要件：5-11条】

- 7つの持続可能性要件を定め、**当該要件を満たさない包装の上市を禁止**（4条）
- ①有害物質の使用規制（5条）
 - ②リサイクル可能な包装（6条）
 - ③プラスチック包装の最低リサイクル含有割合（7条）
 - ④プラスチック包装におけるバイオベース原料（8条）
 - ⑤堆肥化可能な包装（9条）
 - ⑥包装の最小化（10条）
 - ⑦再利用可能な包装（11条）

【2. 表示規制：12-14条】

II. 事業者の義務

【3. 事業者の義務：15-33条】

- ①持続可能性要件
- ②表示義務
- ③適合評価/宣誓書
- ④関係書類保管義務
- ⑤連絡先表示義務
- ⑥是正措置義務
- ⑦情報提供義務
- ⑧包装の空きスペースの上限(24条)
- ⑨特定の包装の使用禁止(25条)
- ⑩再利用（リユース）・充填・詰め替え(26条-33条)

III. 加盟国の義務

【4. プラスチック製買い物袋の削減：34条】

- 【5. 廃棄物管理：40-57条】
- ①生産者登録簿(44条)
 - ②再利用・デポジット・リターン・システム(48-50条)
 - ③リサイクル目標（52-54条）

【6. 適合性評価：35-39条】

製造事業者が各要件への適合を技術文書で実証し、自己の責任で保証・宣言

【7. 拡大生産者責任(EPR)：45-47条】

包装の拡大生産者責任（EPR）

- 英国では包装の拡大生産者責任（EPR）に関する最初の規則が2023年に制定され、2024年から段階的に導入。EUでは、2018年の指令2018/852により、加盟国全てに対して2024年末までにEPRの確立を要求し、ほぼ全ての国で導入済み。PPWRでは、EU共通の仕組みとしてEPRを導入。
- EPRは、包装廃棄物の回収・リサイクル・処理にかかる費用を、税金でまかなうのではなく、包装を市場に投入する事業者（生産者・輸入者）から徴収してまかなう仕組み。
- 一定規模以上の生産者・輸入者には、**包装廃棄物の報告義務**と、報告に基づく**廃棄物処理費用の負担義務**が課される。**2024年の包装廃棄物の報告に基づき、2025年10月から廃棄物処理費用の請求が開始。**

対象事業者

年間売上高100万ポンド超かつ年間包装投入量25トン超の事業者（生産者・輸入者）

- 大規模生産者：年間売上高200万ポンド超かつ年間包装投入量50トン超の事業者
- 小規模生産者：大規模生産者に該当しない事業者

登録手数料

毎年登録手数料が課金（以下は2025年の金額）。コンプライアンス・スキームという、データ報告や費用計算・支払いの代行サービスを利用することも可能（別途代行事業者へのサービス料が発生）。

- 大規模生産者：年間2,620ポンド（コンプライアンス・スキーム利用者は1,685ポンド）
- 小規模生産者：年間1,216ポンド（コンプライアンス・スキーム利用者は631ポンド）

包装廃棄物の報告義務

英国市場への投入方法（ブランド名入り包装、輸入等）、包装種類（家庭向け包装、非家庭向け包装等）、包装分類（1次包装、2次包装等）、包装素材（アルミニウム、纖維複合素材等）、包装重量、リサイクル可能性評価を指定のフォーマットで提出。

- 大規模生産者：6ヶ月ごと（1～6月分を10月、7～12月分を翌年4月）に報告。
- 小規模生産者：1年ごと（1～12月分を翌年4月）に報告。リサイクル可能性評価は不要。

包装廃棄物処理費用

大規模生産者のみが処理費用を支払い。基本料金単価およびリサイクル可能性評価に基づく調整係数について次頁参照。

- 大規模生産者：前年分の報告データと基本料金単価に基づき、10月以降に支払い（年1回）。
- 小規模生産者：費用負担はなし。

2026年以降の包装廃棄物処理費用とリサイクル可能性評価

- 2026年以降の包装廃棄物処理費用については、対象となる包装種類（家庭向け包装、公共ごみ箱に捨てられることが多い包装、家庭向けガラス製飲料容器）について、リサイクル可能性評価に基づき料金を調整する仕組みを導入予定。
- このため、2025年1月以降の、該当する包装廃棄物データについては、**大規模生産者がリサイクル可能性評価を行い、評価結果を報告に含める必要**。ただし、評価方法等の公表が遅れたため、2025年上半期の評価結果が報告されていなくても、下半期の評価結果が報告されれば、それを外挿して年間データに適用。

1 分類

包装は、問題のある材料や、手で容易に分離できる部品を含まないこと。
適切な素材カテゴリーで評価される。

2 広範な収集

英国の地方自治体の75%以上が家庭向けの路上収集で回収しているか？

Yes

赤

No

3 選別

包装は必要な仕様に従って、大規模に効率的に選別できる設計か？

Yes

赤

No

4 再処理

包装は、危害を及ぼすリスクや技術的な課題を引き起こしたり、リサイクル工程の品質を損なうことなく再処理できるか？

Yes

赤

No

5 適用

包装は、リサイクル工程で生成される再生材の品質を低下させたり、不要な廃棄を引き起こす可能性のある汚染物を含んでいないか？

Yes

黄

No

緑

リサイクル可能性評価の決定木

2a 限定的な収集

英国の地方自治体の50%以上が家庭向けの路上収集で回収しているか？

Yes

No

3a 選別

包装は必要な仕様に従って、大規模に効率的に選別できる設計か？

Yes

赤

No

4a 再処理

包装は、危害を及ぼすリスクや技術的な課題を引き起こしたり、リサイクル工程の品質を損なうことなく再処理できるか？

Yes

赤

No

5a 適用

包装は、リサイクル工程で生成される再生材の品質を低下させたり、不要な廃棄を引き起こす可能性のある汚染物を含んでいないか？

Yes

黄

No

黄

2b 回収

人口の75%以上が利用可能なその他の回収サービスがあるか？

Yes

No

赤

3b 選別

包装は必要な仕様に従って、大規模に効率的に選別できる設計か？または排出時に分別されているか？

Yes

赤

No

4b 再処理

包装は、危害を及ぼすリスクや技術的な課題を引き起こしたり、リサイクル工程の品質を損なうことなく再処理できるか？

Yes

赤

No

5b 適用

包装は、リサイクル工程で生成される再生材の品質を低下させたり、不要な廃棄を引き起こす可能性のある汚染物を含んでいないか？

Yes

黄

No

黄

2025年度基本料金単価

(トン当たり、ポンド)

材料	料金
アルミニウム	266
繊維複合材料	461
ガラス	192
紙または板紙	196
プラスチック	423
鉄	259
木材	280
その他	259

調整係数

評価年	係数
2026/27年	1.2
2027/28年	1.6
2028/29年	2.0

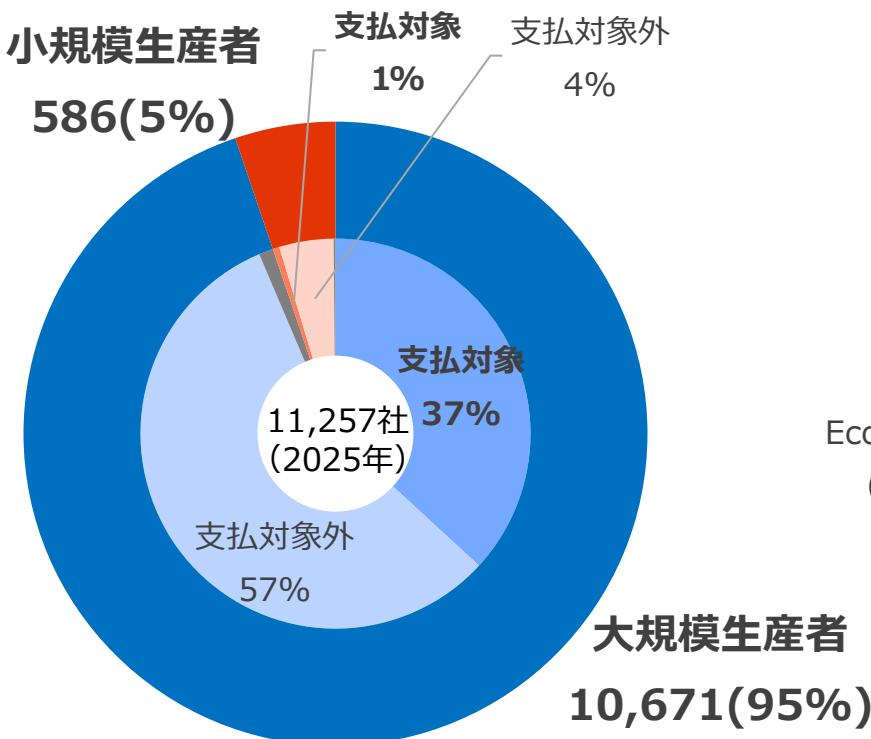
例) ガラスの基本料金単価が2026年度も192ポンドだったとすると、リサイクル可能性評価に応じて
赤 : $192 \times 1.2 = 230.4$ ポンド
黄 : 192ポンド

緑 : 赤の追徴分を割引財源として分配した単価
 Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.

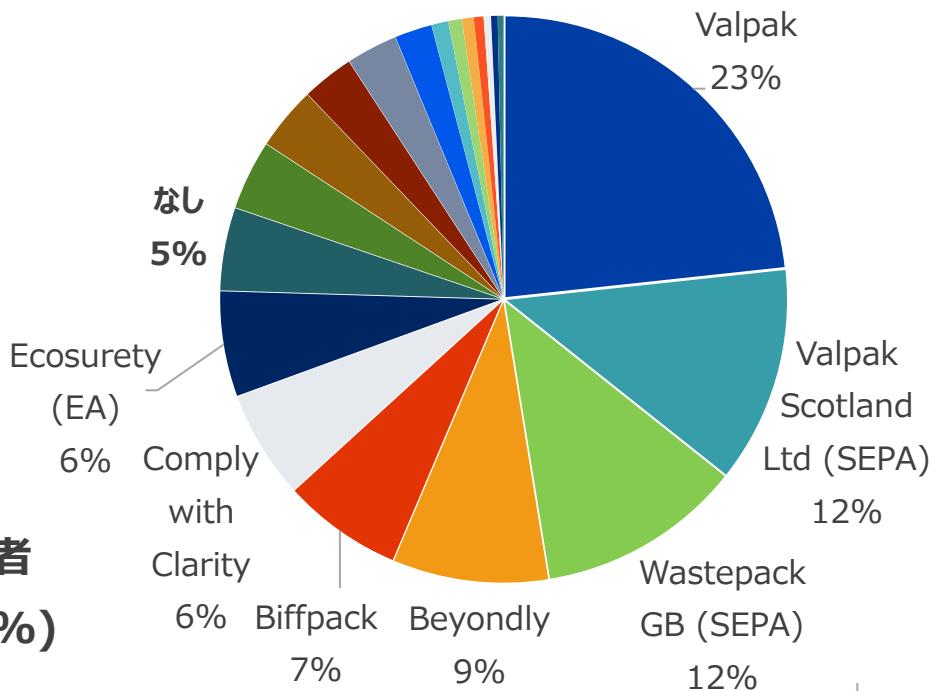
包装の拡大生産者責任（EPR）の運営状況

- ・ 包装の拡大生産者責任の2025年登録事業者数は11,257社で、うち95%が大規模生産者。しかし、廃棄物処理費用の支払対象事業者は全体の4割弱（4,208社）に過ぎない。
- ・ これは、廃棄物処理費用は、家庭向け包装等に課されるものであり、BtoBを主とする事業者は、大規模生産者に該当しても廃棄物処理費用の支払対象に当たらないためと考えられる。
- ・ 2025年秋季予算案の税収見込みでは、2025/26年のEPR料金は14.6億ポンドとされており、単純平均では支払対象事業者1社当たり34.8万ポンド（7,136万円）の負担。
- ・ コンプライアンス・スキームについては、登録事業者の95%が利用しており、Valpakの利用が最多。

EPRの登録状況と廃棄物処理費用の支払対象者



コンプライアンス・スキームの利用状況
(利用サービス事業体別)

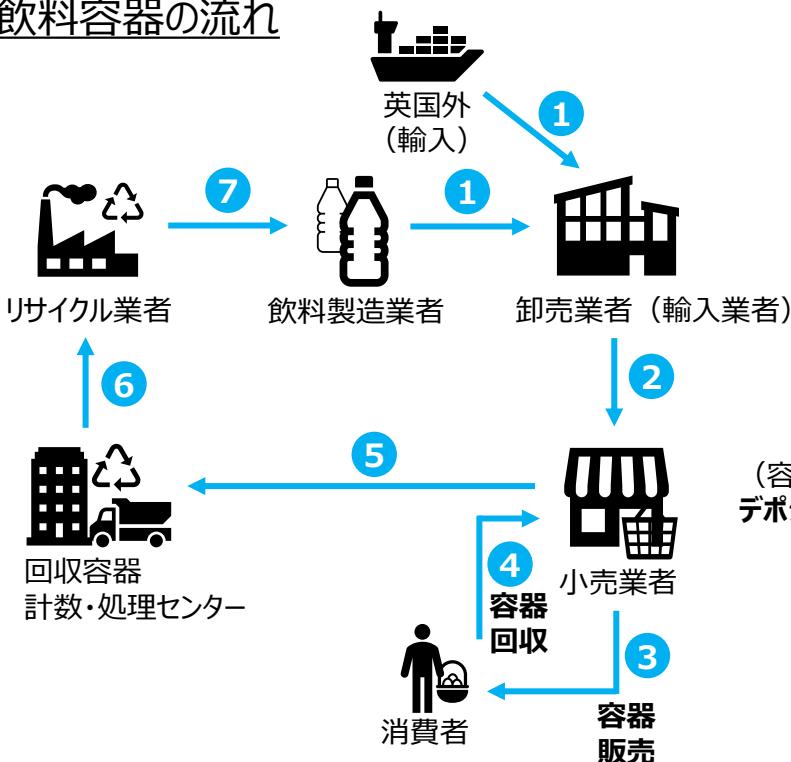


デポジット・リターン・スキーム (DRS)

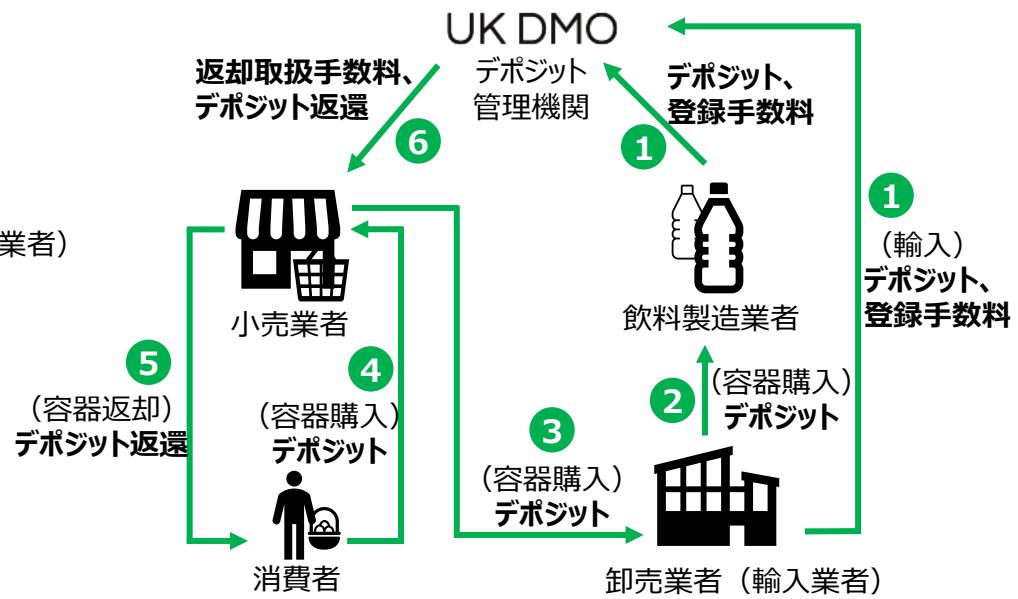
- 英国では2027年10月からデポジット・リターン・スキーム (DRS) の導入を予定。EUでは、PPWRにおいて、加盟国に対し2029年1月までにDRSの整備を義務付け。ドイツやオランダなど、PPWR前から導入済みの国も多い。
- DRSは、飲料用容器の購入時にデポジットを支払い、空の容器を返却することで、返金を受けられるスキーム。英のDRSで対象となる製品は、容量150ミリリットルから3リットルの飲料容器。素材はPETボトル、スチール缶、アルミ缶となっている。酒類も対象。
- ウェールズ政府はガラス瓶もDRSの対象にすべきとの立場で、英國政府と折り合いがつかないまま独自のDRSを準備中。イングランド、北アイルランドおよびスコットランドのDRSとウェールズのDRSが並立すると、メーカーや小売業者は複数のDRSに対応するために、ラベル表示や報告・精算事務のコストが増嵩するおそれ。

英國（ウェールズを除く）のDRSの仕組み

飲料容器の流れ



お金の流れ



デポジット・リターン・スキーム (DRS) の留意事項①

- イングランドおよび北アイルランドのDRSは2025年1月に規則制定し、2025年5月にUK DMOを英国DRSのデポジット管理機関として指名。翌6月にスコットランド政府も規則を整備しUK DMOをデポジット管理機関として指名。
- 飲料製造業者、飲料輸入業者等は、生産者としてDMOに登録し、ラベル表示、デポジットの徴収・支払、データの報告等を行う必要。

生産者の責務

対象事業者

- 飲料製造業者
- 飲料輸入業者
- 注文に応じて飲料を充填する事業者（クラフトビールのCrowler等）

責務

DMOへの登録および登録手数料（毎年度）の支払い

生産者としてDMOに登録。販売する容器素材ごとの容器数に基づいて算出される登録手数料を毎年度DMOに支払う。

ラベル表示

個別商品用のスキームロゴ、マルチパック用のスキームパッケージロゴや、容器返却時用のバーコードのラベル表示

デポジットの徴収・支払

飲料を販売する際に、販売先からデポジットを徴収し、それをDMOに支払う。

データの報告

DMOに対して、市場に投入された飲料の数をオンラインポータルで報告。

免除要件

少量生産品（Low Volume Line; LVL）として、市場投入が年間5,000本（初年度のみ6,250本）を超えない商品については、デポジットの徴収およびラベル表示は不要（登録手数料にも反映）。DMOへの登録およびデータの報告は必要。

デポジット・リターン・スキーム (DRS) の留意事項②

- デポジット対象となる飲料を販売する小売業者は、飲料容器の返却拠点運営者としてDMOに登録し、デポジットの支払・受取・返還、容器の保管、店頭での情報提供等を行う必要。

小売業者の責務

対象事業者

- デポジット対象となる飲料を販売する小売業者（スーパー・マーケット、食料品店、コンビニエンスストア等）

責務

DMOへの登録

返却拠点運営者としてDMOに登録。（飲料を販売するその他の事業者（カフェ、レストランなど）も自主的な返却拠点の設置申請が可能。）

デポジットの支払・受取・返還

飲料を購入（仕入れ）する際に生産者や卸売業者にデポジットを支払う。飲料を販売する際に消費者にデポジットを請求して受け取り、飲料容器が返却された際に消費者にデポジットを返還（バウチャー、カード、現金経由）
(消費者が飲料容器を入れると消費者へのデポジット返還まで行う自動返却機をDMOが開発中)

容器の保管

返却された飲料容器を回収のために保管

店頭での情報提供

消費者が制度の仕組みを理解しやすいように情報を表示

免除要件

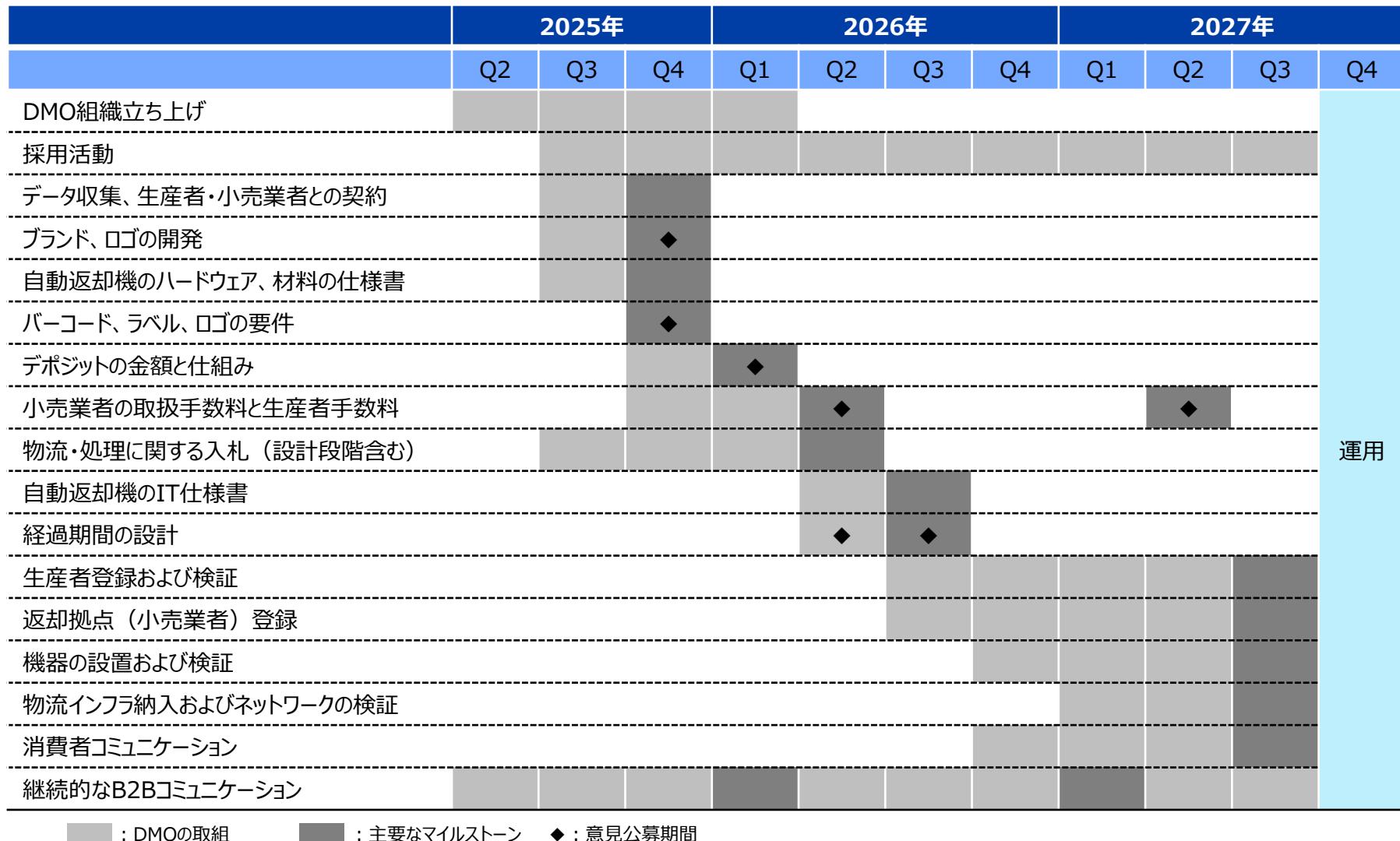
都市部の小売業者は、売場面積が100平方メートル未満の場合、返却拠点の設置が自動的に免除。ただし、自主的な設置の申請は可能。また、別の返却拠点と近接していたり、施設のレイアウトや構造上、返却拠点の設置が困難だったりする場合は、DMOに設置免除を申請可能。

店内で飲む容器入り飲料の販売の場合

デポジット対象となる飲料を店内で飲むために販売する場合（カフェ、レストラン等）、販売時に消費者からデポジットを徴収しないことを選択可能。飲料容器は回収・保管し、DMOが回収の際にデポジットを返金。店内で飲む以外に持ち帰り用に販売した飲料も販売している場合は、持ち帰り用に販売した飲料のみにデポジット適用することも可能。

デポジット・リターン・スキーム (DRS) の今後の予定

- DMOは以下の工程表を提示しており、ラベル表示やデポジット額については、近日意見公募で明らかになる見込み。
- 事業者にとって、商品のラベル表示や価格設定にも影響するので、2027年10月の運用開始に向け準備していく必要。



目次

I. 食品包装規制の全体像

II. 食品安全視点の規制

III. 環境保護視点の規制

IV. 本日のまとめ

本日のまとめ

- ・ 食品安全視点の規制（食品接触材規則等）については、EUが先行して規制の強化・見直しをしているため、英国特有の留意点はあまりないが、個別の素材・物質の使用禁止や制限については、引き続き注視していく必要。
- ・ 環境保護視点の規制については、EUのPPWRのような、リサイクル可能性を理由として特定の包装が使用できなくなるような規制は英国では現時点で予定されていないが、プラスチック包装税、EPRなど、生産者・輸入者の費用負担が増している。
- ・ 2027年10月から運用開始予定のDRSについては、飲料を販売する幅広い業種に関係。商品のラベル表示や価格設定にも影響するので、情報収集をもとに計画的に準備を進めていく必要。



ジェトロ「ビジネス短信」
世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、
統計、市場動向などを発信



農林水産物・食品の輸出支援
プラットフォーム ブリュッセル事務局
隨時、EU関連規制の概要資料を作成。毎月1回程度、EU関連規制に関するメールを配信

【免責事項】

ジェトロは、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートは信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本レポートの論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

本レポートには、ジェトロの公式見解ではなく発表者の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所



+44(0)20-7421-8300 (代表)



Agra_London@jetro.go.jp



EC2V 6BJ
138 Cheapside London

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.